

公益財団法人とちぎ建設技術センター行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2(2020)年4月1日～令和7(2025)年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

- 令和2年4月～ 対象者に対する所属長の積極的周知(年休、特別休暇)

目標2：育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施

<対策>

- 令和2年4月～ 当センター就業規則では対象期間3歳までの制度であり、1歳までの育児休業制度を上回る制度であることの職員への周知

目標3：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- 令和4年3月～ 育児・介護休業法改正に伴う就業規則改正
- 令和4年4月～ 対象者に対する育児休業取得の意向確認
- 令和4年10月～ 男性産産休制度導入

目標4：三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限及び短時間勤務制度

<対策>

- 令和2年4月～ 当センター就業規則の所定外労働の制限制度及び育児短時間勤務制度の職員への周知

目標5：労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

<対策>

- 令和2年4月～ 当センター就業規則の看護休暇制度及び時間単位取得可能なことの職員への周知

目標6：所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

- 令和2年4月～ 所属内打合せの推進
- 令和2年12月～ 所属長等による個別面談・指導
- 令和3年4月～ 経営会議で超勤実績報告、事務分担の見直し

目標7：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和2年4月～ 所属内打合せ、グループウェア予定表の活用の推進
- 令和2年4月～ 衛生委員会、全体会議で年休取得状況把握
- 令和2年12月～ 所属長等による個別面談・指導